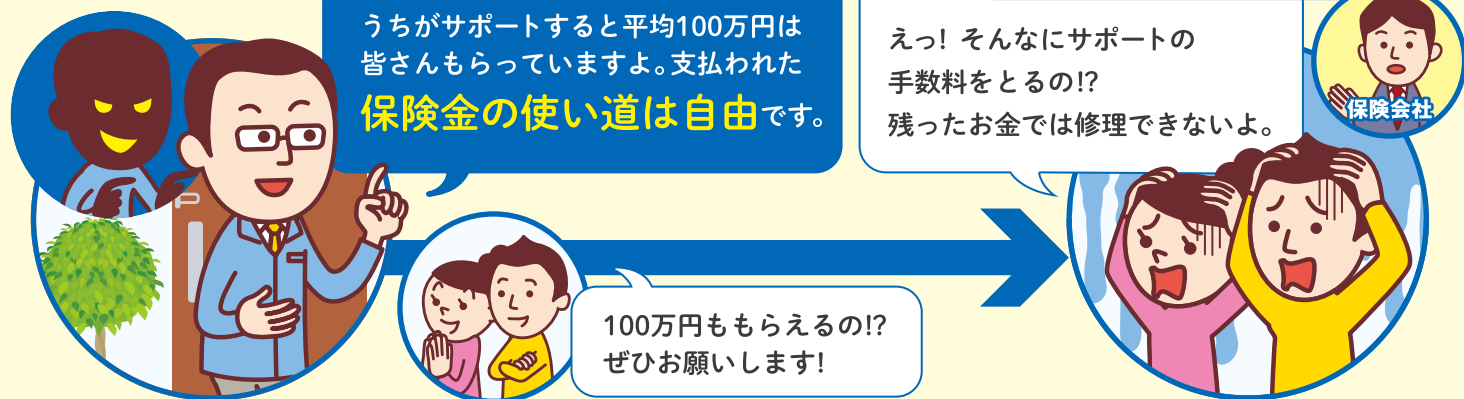


あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

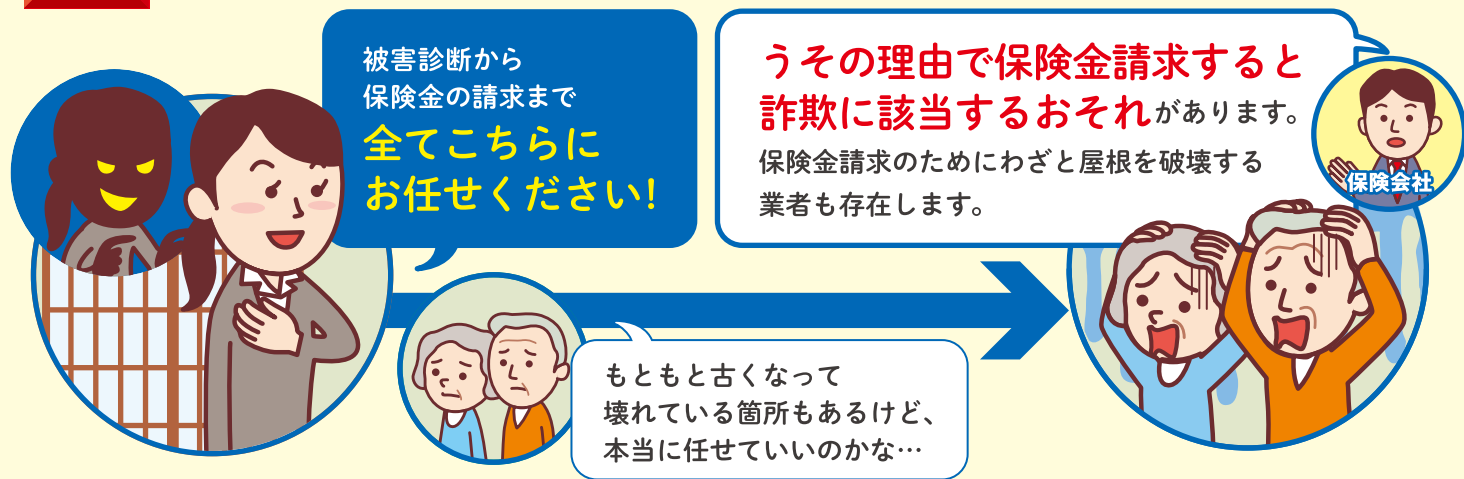
トラブル
1

甘い言葉で誘惑



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」が
「損害保険代理店」に

まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



「保険が使える」にご用心!

▶▶▶▶ あなたの身近でも増えています! ◀◀◀◀

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

手数料は

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。かかりません!

保険会社・代理店にご連絡ください。ご請求方法を詳しくご案内します。

台風や大雪による被害



地震による被害



必要なものの例: 被害箇所の写真、修理見積書*

※修理見積書作成に当たっては、工務店など依頼先とのトラブルにご注意ください。

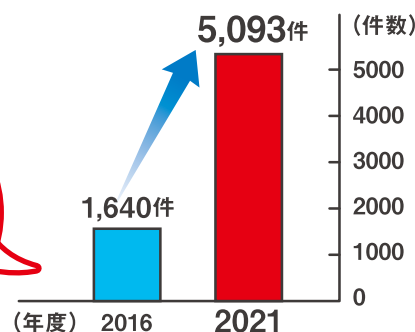
地震保険の請求に修理見積書は必要なく、より簡単に
請求手続きができます。詳細な請求方法は、保険会社・
代理店までお問合せください。

一般的な請求手続き方法については、
こちらからご確認いただけます。



トラブル相談が多く寄せられています。

5年前の約3倍に急増しています!



データは2022年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

ご相談事例

インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いをしています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時のみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないか。

(2020年受付 40歳代 男性 関東地方) 国民生活センター相談事例をもとに再構成

損害保険に
関する
ご相談は
こちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) <全国共通・通話料有料>

0570-022808

受付日: 月～金曜(祝・休日および12月30日～1月4日除く)
受付時間: 午前9時15分～午後5時

※電話リレーサービス、
IP電話からは
03-4332-5241へ
おかけください。

保険金詐欺の
通報は
こちらへ

保険金不正請求 ホットライン ふ せ い は つ う ほう

専用フリー
ダイヤル

0120-271-824

契約
トラブルに
関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

い や や
188

身近な
消費生活相談窓口
につながります!